

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、政務調査費の支出先である財団法人は、理事会の開催などの定款で定められている事項を実施しておらず、議員から財団法人へ入金された事実もない。よって、財団法人が発行した領収書は偽造されたものであるので、政務調査費は不当利得であり、不法に受領した政務調査費を返還させる措置を求めています。

しかし、請求人の主張は、財団法人の運営方法について意見を述べているものであり、入金の事実がないこと並びに領収書が偽造であることを証する書類の添付がなく、「政務調査費は不当利得である」ことを証する事実証明書が添付されているとはいえません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。